

## 柏崎市権利擁護センターの設置について

### 1. 経緯（成年後見制度の利用促進について）

認知症や障害により日常生活に必要な判断能力が不十分な人を支援するための「成年後見制度」が十分に活用されていない、また親族による後見に限界があり第三者後見の増加が見込まれる状況などから、成年後見制度の利用促進に関する法律が整備され、国の成年後見制度利用促進計画により、市町村計画の策定及び、制度の利用促進を進めるための中核機関の設置が努力義務とされた。

### 2. 本市における取組状況

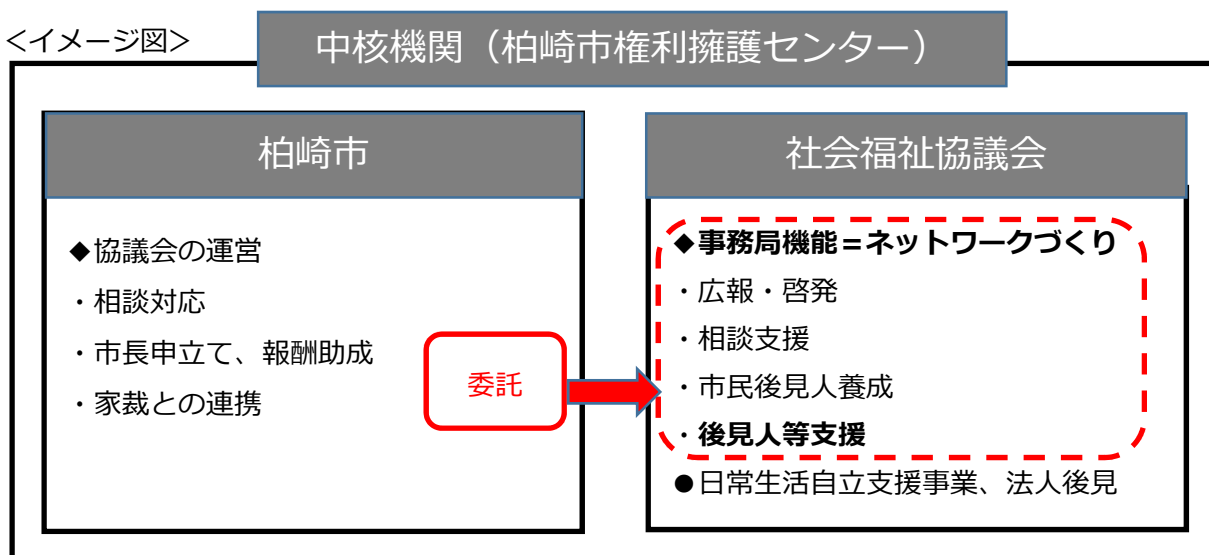
- (1) 市町村計画の策定＝第四次柏崎市地域福祉計画（計画期間 R4～R8）と一体的に策定
- (2) 中核機関の整備＝計画スタートの R4 年度に計画実施の中心となる「中核機関」を開設

### 3. 柏崎市権利擁護センターの概要

- 成年後見制度利用促進を担う中核機関の名称は「柏崎市権利擁護センター」とする。
- 市は、柏崎市社会福祉協議会に「権利擁護センター業務」を委託する。一部、成年後見制度利用支援（市長申立て支援及び後見人報酬助成）は柏崎市の直営とし、市と社協が協力しながら取組を進める。

※柏崎市社会福祉協議会は、平成26年度から本市の「成年後見制度普及啓発事業」を受託し、制度の周知啓発、相談支援、市民後見人養成研修等を実施している実績があり、法人後見も実施している。

<イメージ図>



### 4. 県内の中核機関設置状況

R3.4.1 現在設置済市町村	R4 設置に向けて準備中の市町村
新潟市、新発田市、佐渡市、三条市、妙高市、阿賀野市、阿賀町	柏崎市、村上市、十日町市、津南町、湯沢町

## 5. 権利擁護センターの運営協議会

- (1) 協議会の設置 = 関係機関が連携体制を強化し協力して権利擁護支援を進めるため、福祉や法律の専門家、医師、介護や障害福祉の関係機関による協議会を設置する。
- (2) 協議会の役割 = 支援者への支援、成年後見申立て時の受任調整、関係機関のネットワーク強化

<運営協議会のメンバー構成> 運営協議会の委員は10名以内

専門職 = ①弁護士 ②社会福祉士 ③司法書士 ④医師（精神科医師）

関係機関 = ⑤障害相談支援事業者 ⑥社協事務局長 ⑦地域包括支援センター ⑧ケアマネジャー

## 6. 権利擁護センターが実施する業務

段階的・計画的に整備する機能	令和4年度に取組む内容
<p><b>◆中核機関の設置と運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の設置・運営</li> <li>地域連携ネットワークの整備</li> <li>地域連携ネットワークを生かした支援の展開</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>拡充</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の年間目標、年間計画の作成</li> <li>協議会の役割についての理解共有</li> <li>R4年度協議会の開催</li> </ul>
<p><b>1 広報機能（効果的な広報活動）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、関係機関への啓発（出前講座含む）</li> <li>研修会、講演会による普及啓発の実施</li> <li>パンフレット、HP等を活用した広報</li> <li>普及啓発活動を通じてのネットワークづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の「広報柏崎」に特集記事の掲載（5/5号）</li> <li>パンフレット、SNS、ホームページによる周知の他に、<u>一般市民、福祉介護関係機関向けの研修会を実施</u></li> <li>町内会等への出前講座の実施</li> </ul>
<p><b>2 相談機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関からの相談対応の実施</li> <li>制度利用前及び申立に関する相談支援の実施</li> <li>相談支援活動を通じてのネットワークづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話・来所・訪問による相談対応</li> <li><u>協議会の構成委員と連携した支援者向け相談会の開催</u></li> </ul>
<p><b>3 成年後見制度利用促進機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民後見人の養成・育成の実施</li> <li>個々の特性に応じた受任調整の実施</li> <li>利用促進活動を通じてのネットワークづくり</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>拡充</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し立て支援</li> <li><u>市民後見人の養成研修、フォローアップ研修の実施</u></li> <li><u>受任調整業務</u></li> </ul>
<p><b>4 後見人支援機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親族後見人、市民後見人からの相談対応</li> <li>後見人受任者の交流機会の提供</li> <li>困難事例の検討協議の実施</li> <li>後見人支援活動を通じたネットワークづくり</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>拡充</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>親族後見人、市民後見人からの相談への対応</u></li> <li>後見人受任者間の意見交換会などを実施</li> <li><u>協議会を活用した「困難事例検討」を実施</u></li> </ul>
<p><b>◆運営協議会</b></p> <p>後見開始の前後を問わず、支援者に対して法律・福祉・医療の専門職や関係機関が必要な助言支援を行えるよう、課題の検討、調整・解決に向けて継続的に協議を行うことで、適切な権利擁護支援を目指す。</p>	

これらの取組を進めて・・・

- ◆地域のスーパー・商店、金融機関、企業をはじめ住民のあらゆる方が、「権利擁護センター」を知っていて、支援が必要な方の相談がにつながる仕組みを作ります。
- ◆成年後見制度の利用の必要性が高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる仕組みを作ります。